

道路に接していない敷地での建築について

建築基準法(以下「法」という。)第43条の規定により、建築物の敷地は道路(法第42条に基づく道路以下「道路」という。)に2m以上接していなければ**建築ができません。**

道路に接していない敷地でも一定の条件を満たし、特定行政庁(世田谷区長)が交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認め**認定又は許可**されたものについては特例として建築することができます。

建築計画によっては、**別途条件を付加する場合等**がありますので、建築計画の際には**事前にご相談ください。**

●どのような条件を満たせばよいのか

世田谷区では、法第43条第2項第一号(認定)及び法第43条第2項第二号(許可)について基準を定めています(区ホームページ参照)。

世田谷区ホームページ 検索ワード

世田谷区ホームページ 検索ナンバー

二次元コード

世田谷区 建築 法43条

検索

世田谷区 39297

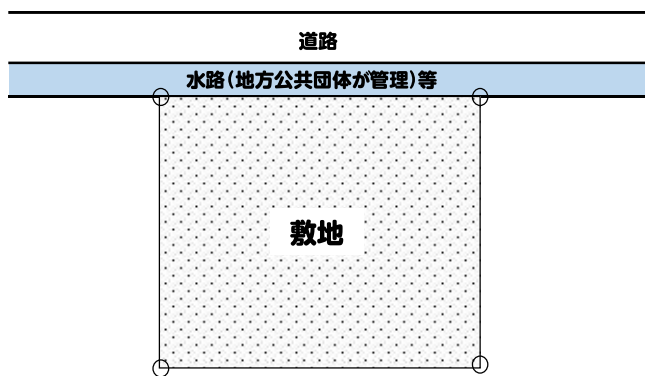
検索



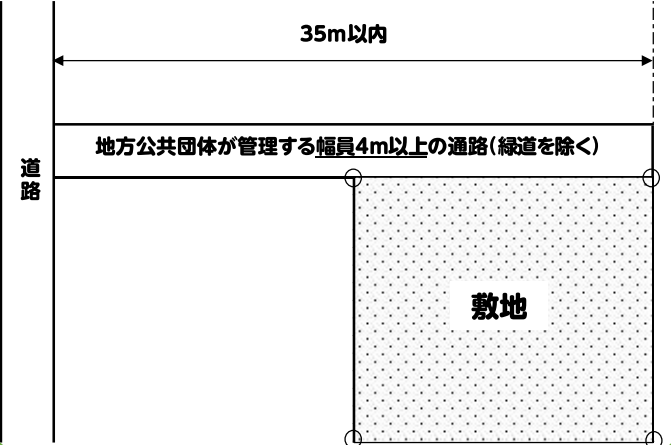
敷地や建築物等の条件については、建築調整課許可・認定担当までご相談ください。

以下に、敷地条件の基本的な内容をお示します。

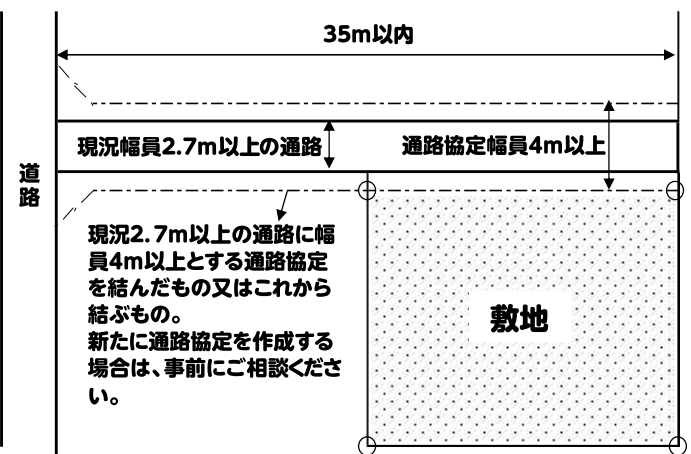
①道路と敷地の間に水路等がある



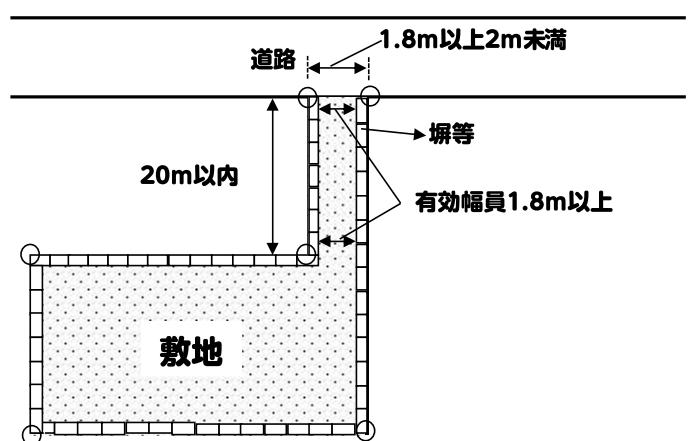
②道路ではないが地方公共団体が管理する幅員4m以上の通路がある



③現況幅員2.7m以上の通路があり、かつ幅員4m以上の通路協定がある。



④有効幅員が1.8m以上2m未満で道路に接している。



●許可・認定の流れ

